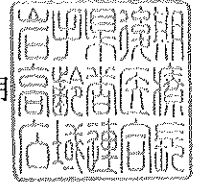


岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表について

岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第22号)第6条の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年10月30日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷藤 裕明



## 平成 21 年度 岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

### 1 任免及び人数の状況

広域連合の職員は、岩手県（駐在派遣）と地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき岩手県内の市町村から派遣されています。職員の採用や退職などの任免については派遣元自治体で行われており、当広域連合では実施していません。

#### (1) 派遣自治体別職員数

平成 21 年 4 月 1 日現在

派遣元自治体	H20	H21	増減	広域連合における役職名
岩手県	0	1	1	業務課長
盛岡市	4	3	△1	事務局長、システム対策室長、主任
一関市	3	2	△1	主任主査、主事
奥州市	2	2	0	主任主査、主任
花巻市	2	2	0	総務課長、主任
北上市	1	1	0	主任
宮古市	1	1	0	主事
釜石市	1	1	0	主査
大船渡市	1	1	0	主任
遠野市	1	1	0	会計管理者兼会計室長
八幡平市	1	1	0	主任主査
久慈市	1	1	0	主任
二戸市	1	1	0	主任
陸前高田市	1	1	0	主任
紫波町	1	1	0	主任主査
滝沢村	1	1	0	主任
山田町	1	1	0	主事
洋野町	1	1	0	主事
一戸町	0	1	1	主事
計	24	24	0	

#### (2) 所属別職員数

区 分		H20	H21	増減
事務局	事務局長	1	1	0
	総務課	4	7	3
	業務課	16	12	△4
	システム対策室	0	2	2

	会計室	3	2	△1
	計	24	24	0

※ 議会、選挙管理委員会、監査における事務職員は、総務課職員が兼務しています。

## 2 給与の状況

職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、児童手当があります。（退職手当は除く。）

このうち、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、児童手当は、派遣元自治体の規定により支給され、広域連合が負担しています。

また、通勤手当、管理職手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当は、広域連合の規定により広域連合が支給しています。

### (1) 広域連合が支給する手当

区 分	手当の実績	内 容
通勤手当	1,236,014 円	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関や自動車などの交通用具を使う職員に支給
管理職手当	3,056,040 円	管理または監督の地位にある職員に対して支給
寒冷地手当	1,665,800 円	世帯区分に応じ支給
時間外勤務手当	5,438,593 円	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給
休日勤務手当	35,441 円	職員の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給
職員手当合計	11,431,888 円	

### (2) 特別職の報酬

区 分		報酬の額
広域連合長		年 額 70,000円
副広域連合長		年 額 50,000円
広域連合議会	議長	年 額 50,000円
	副議長	年 額 40,000円
	議員	年 額 30,000円
選挙管理委員会	委員長	日 額 5,000円
	委員	日 額 5,000円

監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	日 額	5,000円
	議会の議員のうちから選任された者	日 額	5,000円

※ 議員報酬は平成 21 年 3 月 1 日から、議長が年額 21,000 円、副議長が年額 18,000 円、議員が年額 15,000 円に改正となりました。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

区 分	内 容
勤務時間	週 40 時間
休憩時間	12 時から 13 時まで
勤務時間の割り振り	普通勤務 8 時 30 分から 17 時 30 分まで 遅出勤務 9 時 00 分から 18 時 00 分まで

#### (2) 休暇、休業

区 分	内 容
年次休暇	1 の年ごとの休暇で、規則で定める日数が毎年付与され、規則で定める日数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる休暇（有給）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要し、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇（3 ヶ月以内まで有給：3 ヶ月以上から無給）
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合、それぞれ規則で定める日数を取得できる休暇（有給）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（勤務しない時間を減額）
育児休業	3 歳に達する日までの子を養育するために職務に従事しないことを認める制度である。（無給）
部分休業	就学前の子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で職務に従事しないことを認める制度で、30 分単位で取得することができる。（勤務しない時間を減額）

### 4 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、病気などのために職務が十分に果たせない場合などに公務の能率を維持するために行う処分、懲戒処分とは、法令違反などの義務違反があった場合などに規律の秩序を維持するために行う処分です。

このうち、分限処分については派遣元自治体の関係規定を適用して行い、懲戒処分については、広域連合の職務に関する懲戒は広域連合関係規定を適用して行います。

平成 20 年度に該当事案はありません。

## 5 サービスの状況

職員は、地方公務員法及び岩手県後期高齢者医療広域連合職員服務規程により守らなければならない義務が定められており、全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めています。

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修については、実務と制度に精通することにより広域連合事務の円滑な運営に資することを目的に実施しています。平成 20 年度における研修の状況は次のとおりです。

研修種別	人数	研修内容
担当業務に係る実務研修	3人	市町村窓口研修
	6人	徴収事務研修
	8人	後期高齢者医療事務新任職員研修
	8人	レセプト点検研修

## 7 福祉及び利益の保護の状況

職員の健康診断は、派遣元自治体で実施しています。

職員の利益は、不利益処分に対する不服申し立て制度により保護されており、不利益処分を受けた職員は岩手県公平委員会に対し不服申し立てを行うことができることとされています。

平成 20 年度に該当事案はありません。